

7 . 法学研究科(専門職学位課程)

法学研究科（専門職学位課程）

の教育目的と特徴 7 - 2

分析項目ごとの水準の判断 7 - 3

分析項目 教育の実施体制 7 - 3

分析項目 教育内容 7 - 5

分析項目 教育方法 7 - 6

分析項目 学業の成果 7 - 8

分析項目 進路・就職の状況 7 - 9

質の向上度の判断 7 - 10

法学研究科(専門職学位課程)の教育目的と特徴

1 法学研究科（専門職学位課程）の教育目的

一橋大学法科大学院は、司法制度を利用する人々の期待に応えることのできる優れた法曹を育てることを通じて、社会に貢献することを設置の目的としている。法曹には、専門能力を通じて社会に貢献することが求められる。そのような期待に応えられる法曹を育てることが、一橋大学法科大学院における教育の最も基本的な目的である。これは、一橋大学研究教育憲章が掲げる教育理念の一つ、「豊かな教養と市民的公共性を備えた、構想力ある専門人（の育成）」を法曹養成にあてはめたものでもある。

法科大学院の教育理念として、司法制度改革審議会意見書は、「理論的教育と実務的教育を架橋するものとして、公平性、開放性、多様性を旨としつつ」、専門的資質・能力の習得と豊かな人間性の涵養、法的知識の習得、創造的な思考力等の育成、先端的な法領域の理解、責任感の涵養等を指摘している。本学の法科大学院においてもこれを前提としつつ、以下のような資質を備えた法曹を養成することを独自の目的としている。

（1）ビジネス法務に精通した法曹

一橋大学は、「Captains of Industry」の養成という教育理念の下で、有能な人材を実業界に輩出してきた。また、単科大学の伝統を背景に、学部の枠を超えた科目履修が広く認められてきたほか、最近では国際企業戦略研究科という独自の大学院課程も設置して成果を上げている。この実績と資源を活かしてビジネス・企業法務に精通した法曹の養成を目指すことは、本学法科大学院に相応しい目的であり、現代における社会的要請に応えることにもなる。

（2）国際的な視野をもった法曹

今後ますます複雑で多様なグローバル化が進行するなかで、国際感覚をもち、語学、外国法や国際関係に関する知識と素養を備えた法曹を養成することは、時代の要請である。本学法学研究科は法学と国際関係の2分野からなり、国際関係の研究・教育は充実している。そのため、国際関係を専攻する教員の参加を得つつ、外国法等のカリキュラムを充実させ、国際的な視野をもった法曹を養成する。

（3）人権感覚に富んだ法曹

現代社会において人権理念は社会と国家を通じた国際基準となっている。市民の要求に応えるべき法曹は、人権感覚を基礎に置いた倫理観を備える必要がある。本学の伝統的な教育理念である「Captains of Industry」も、社会の指導者としての倫理観を重視するものであった。そのような実績を踏まえ、法科大学院の教育において人権理念を基礎に据えるとともに、人権関係科目を充実することによって、人権感覚に富んだ法曹の養成に取り組んでいる。

これらの3つの理念は、卒業生に共通して求められるものであるが、それに加えてビジネス法務については、特にその分野の専門家を養成することを目的とする。

2 専門職学位課程設立の趣旨と特徴

一橋大学法科大学院は、2004年4月1日に、学生定員100名（未修者30名、既修者70名）として開設された。開設にあたり、本法科大学院は、その目的として、上述1のようなビジネス法務に精通した法曹、国際的な視野をもった法曹、人権感覚に富んだ法曹の養成を掲げた。本法科大学院は、まさにそのような目的に沿ってカリキュラムを編成し、教育活動を行っている点に最大の特徴がある。

第1の「ビジネス法務に精通した法曹」に関しては、ビジネスロー科目の充実に加え、

3年次の選択コースとしてビジネスロー・コースを設置している。このコースは、ビジネス法務の専門家になることを希望する学生を対象に、毎週金曜日に神田キャンパスで開講されるものであり、同所にある国際企業戦略科経営法務コースの協力の下に、専任教員に加えて多くの実務家教員を招聘して高度で専門的な教育を行っている。

第2の「国際的な視野をもった法曹」に関しては、国際関係科目、外国法科目を充実させているほか、2年次において「英米法」または「法律英語」を必修としている（新履修課程）。また、その前提として、入試の評価項目として未修者・既修者試験ともに英語成績を加えていることも、本法科大学院の特徴の一つといえる。

第3の「人権感覚に富んだ法曹」に関しては、「人権クリニック」を開設するなど、人権に関する科目を充実させている。さらに、以上の目的に共通するものとして、法曹倫理教育の開発に積極的に取り組んでいる。2004年度～2006年度には「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」として「科目横断的法曹倫理教育の開発」プロジェクトを推進し、多くの実績と成果を得ている。2007年度からは、これをさらに発展させて、「継続的法曹倫理教育の開発」に取り組んでいる。

[想定する関係者とその期待]

本学法科大学院が想定する関係者は、第一には、裁判所、検察、弁護士界等の法曹関係者である。第二には、卒業生がビジネス・ロイヤーとして活躍することが期待される企業、さらには、法曹有資格者としての活躍が期待されている官庁、地方自治体である。第三に、本研究科が優秀な研究者を輩出してきた経緯に照らすならば、法律関係学界等、法律関係教育研究機関をあげることができる。最後に、人権感覚に富んだ法曹が各分野に輩出されることは、刑事弁護のみならず、社会のすみずみにおいて国民の人権が保障されるための大前提であり、この面での国民全体の期待は大きい。

法曹関係者からは、本研究科が養成目標としている、ビジネス法務に精通した法曹、国際的な視野をもった法曹、人権感覚に富んだ法曹を、その目標通りに養成することが期待されている。それは、ビジネス・ロイヤーとしての活躍を期待する企業、法的専門知識を生かした公務の有能な担い手を期待する官庁・地方団体も同様であり、また、人権感覚に富む人材が各所に配置されることを求める国民の期待にも添うことになる。かつ、このような法曹が法律の専門的研究者となり、高等教育機関等において教育研究に従事することについての、高等教育機関等の期待もまた大きいものといえよう。

分析項目ごとの水準の判断

分析項目 教育の実施体制

(1) 観点ごとの分析

観点 基本的組織の編成

(観点に係る状況)

本法科大学院は、専任教員29人(うち、設置基準上の専任教員に当たる者28人)を有し、その系別内訳は、公法系3、民法系7、企業法系6、刑事法系2、国際法系2、基礎法系2、実務系7である。ほかに、兼任教員15人、兼任教員28人がいる。学生定員は、未修者30人、既修者70人である。

資料 7 - 1 授業科目別専任教員数一覧

	教授	准教授	その他	合計
憲法	1			1
行政法	1			1
民法	5			5
商法	3	1		4
民事訴訟法	2			2
刑法	2			2
刑事訴訟法	1			1
法律実務基礎科目	4			4
基礎法学・隣接科目	1	1		2
展開・先端科目	6			6
合計	26	2		28

（「2007年度一橋大学法科大学院年次報告書」1頁から作成）

観点 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

（観点に係る状況）

教育方法の改善について、本法科大学院は、法科大学院開設以前から、法科大学院における教育方法の開発と改善を担当するFD担当を配置した。毎年2回FDに関する研究会を開催して、法科大学院の授業を担当する教員で法科大学院における授業方法について検討している。

前期・後期ごとに、学期の終了時に、原則として全科目について、統一した質問票に基づく授業評価を行っている。その結果は、各科目の担当教員に伝えるとともに、数値化された部分は全科目分をまとめて法科大学院資料室に置き、学生と教員の閲覧に供している。さらに、授業評価をもとにしてFD研究会において教員の間で意見交換を行っている。

さらに、授業内容や方法の改善に関して学生の意見を取り入れる目的で、授業評価システム以外に、学生を交えた形でのFD研究会や学生との意見交換をも行っている。【別添資料 7 - 1 : 自己点検・評価報告書(一橋大学法学研究科法務専攻 2007年6月)5-1-1から抜粋】

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）

教育内容及び方法の改善の重要性をいち早く認識し、法科大学院開設以前から、複数の教員が法科大学院における授業を想定して学部や大学院の授業を利用して実験的な授業を試みていたこと、FD担当を置いたこと、そのFD担当を中心にFD研究会を行うことが法科大学院開設後も定着し、実際に様々な形で教育方法の改善に寄与している。

また、法科大学院における授業の内容や方法の改善について、教員だけでなく学生も積極的に参加した形で考える体制作りをしている。学生も交えた形で行った第3回のFD研究会への学生の参加は50人を超え、法科大学院長のランチ・タイムを利用しての学生との意見交換の場にも学生の参加は多い。また、未修者の学生たちが自主的に教育内容、方法、施設についてアンケートを行い、それを取りまとめたことにも、教員と協力して法科大学院の授業内容や方法を改善していこうとする学生たちの積極的な意識がみられる。

さらに、授業学期毎に原則として全ての科目について授業評価アンケートを実施するだけでなく、その評価結果についてFD研究会という形で定期的に議論する体制を構築している。

授業評価アンケート等学生の声を受けて、FD研究会を中心に、教育方法の具体的な改善の取り組みが紹介され、また実施されている。例えば、予習の負担が過大であるという

学生の声を受けて、予習時間の実情をアンケート等で把握する旨の申し合わせがされたり、口頭ではパフォーマンスの良い学生が期末試験等で成績が悪い例が多いとの教員の指摘を受けて、自分でまとめる能力や文章表現能力を養成する様々な工夫が紹介されたりした。これは、教員を過度に拘束することなく適切な問題解決の方向に導くという、法科大学院の教育方法の改善の方策としては概ね理想的な機能を果たしている。

分析項目 教育内容

(1) 観点ごとの分析

観点 教育課程の編成

(観点到係る状況)

本法科大学院の学生定員は、法学未修者（3年間で修了）30名程度、法学既修者（2年間で修了）70名程度である。1年次は未修者のみから構成され、2年次で未修者と既修者が合流する。未修者は、1年目に上記5科目を中心に履修することとし、1年を経た段階で、これらの科目については、既修者にほぼ匹敵する知識・能力を修得していることを目指す。このようにして、まずは法律基本科目を全員が修得するようにつつ、段階的に理論教育と実務教育との架橋をはかっている。

教育課程は、理論教育により基礎を十分に固めた上、段階的に実務基礎教育を増やすものであり、また、幅広い視野を得させることを意識している。未修者と既修者のそれぞれの特性を配慮しつつ、段階的に理論と実務の架橋をすることを狙っている。どの科目も少人数で実施され、双方向教育により、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させる。これにより卒業後の司法修習と円滑に接合している。

資料7-2 法科大学院教育内容の概要

「本法科大学院の学生定員は、法学未修者（3年間で修了）30名程度、法学既修者（2年間で修了）70名程度である。1年次は未修者のみから構成され、2年次で未修者と既修者が合流する。既修者の認定は、・・・憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の5科目について行われる入学試験による。これに対応して、未修者は、1年目に上記5科目を中心に履修することとし、1年を経た段階で、これらの科目については、既修者にほぼ匹敵する知識・能力を修得していることを目指す。

なお、2年次において、未修者については、「行政法」、「行政法」、「会社法」、「商法総則・商行為・手形小切手」が必修となるが、既修者の中でも、これらの科目に関しては未履修である者（科目未履修者）については、当該未履修科目が必修となる（既修者は、科目ごとに履修の有無の判定を受け、科目未履修者にあたるかどうかが決せられる）。このようにして、まずは法律基本科目を全員が修得するようにつつ、段階的に理論教育と実務教育との架橋をはかる。」

(自己点検・評価報告書（一橋大学法学研究科法務専攻、2007年6月）2-1-1から作成)

観点 学生や社会からの要請への対応

(観点到係る状況)

法学研究科の教育目的と特徴に照らし、ビジネス法務に精通した法曹、国際的な視野をもった法曹、人権感覚に富んだ法曹の養成が目指され、民間会社、官庁や国家機関の養成に対応する人材が養成されている。法科大学院は、創設から間もないため、卒業生が、いまだ社会的活躍をする段階には至っていないが、新司法試験への合格という最初の目標はかなりの高率でクリアし、学生や社会の期待に応じられたものといえる。過去2回の新司法試験の合格者数は資料7-3のとおりである。

資料 7 - 3 新司法試験合格者数

	出願者	受験者	最終合格者	
2006年	53	53	44	(2005 年度修了生)
2007年	101	96	61	(2006 年度修了生)

(法務省公表の「平成18年、同19年新司法試験法科大学院別合格者数等」)

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

2005年度修了者60名中、在学中に旧司法試験に合格していた者が7名、2006年度新司法試験に合格した者が44名であった。これらの者のほとんどは、2006年に司法修習生となった。旧修習を受けた者は既に終了し、実務に就いている。新修習を受けた者は、間もなく終了して実務に就く見込みである。2005年度の修了者で、同年の新司法試験に不合格となり、受験準備を続けていた8名は、2007年度前期にも本法科大学院の科目等履修生となっており、7名が2007年度の新司法試験に合格した。

(* 「2007年度一橋大学法科大学院年次報告書」10頁)

分析項目 教育方法

(1) 観点ごとの分析

観点 授業形態の組合せと学習指導法の工夫

(観点到に係る状況)

法科大学院の教育課程は、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するように編成されている。

教育課程は、まずは理論教育により基礎を十分に固めた上、段階的に実務基礎教育を増やすものであり、また、幅広い視野を得させることを意識している。未修者と既修者のそれぞれの特性を配慮しつつ、段階的に理論と実務の架橋をすることを狙っている。どの科目も少人数で実施され、双方向教育により、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させる。これにより卒業後の司法修習に円滑に進むことができる。

本法科大学院は、「ビジネス法務に精通した法曹」、「国際的な視野をもった法曹」、「人権感覚に富んだ法曹」の養成を目標としていることから、それを教育課程にも反映させている。「ビジネス」については、必修である関係法律基本科目のほか、多くの展開・先端科目を選択科目として提供し、特に3年次には、ビジネスロー・コースを置く。「国際性」については、比較法制度論を必修科目とし、英米法又は法律英語のいずれか1科目を履修することを修了要件とするほか、国際法、比較法、国際関係の分野の多様な選択科目を用意する。「人権」については、必修科目の憲法を人権に充てるほか、選択科目として憲法特論、国際人権法等を用意する。また、「発展ゼミ」の一部に憲法系と刑事法系の「人権クリニック」を設け、実際の事件を通して人権の理論と実践を学ぶ機会を与えている。

【別添資料 7 - 2 : 自己点検・評価報告書(一橋大学法学研究科法務専攻、2007年6月)

2 - 1 - 1 参照】

資料7-4 ビジネスロー・コース履修状況

ビジネスロー・コース履修状況(2006年度) コース履修者数：31人		ビジネスロー・コース履修状況(2007年度) コース履修者数：30人	
科目名	人数	科目名	人数
実践ゼミ（会社法）	28人	実践ゼミ（企業法務）	10人
実践ゼミ（涉外弁護士実務）	3人	実践ゼミ（国際法務戦略・交渉論）	20人
実践ゼミ（知的財産法）	9人	実践ゼミ（知的財産法）	6人
実践ゼミ（中国ビジネス法実務）	22人	実践ゼミ（中国ビジネス法実務）	24人
実践独占禁止法	14人	実践ゼミ（中国ビジネス法実務）	18人
実践国際経済法	17人	実践独占禁止法	12人
実践金融法	23人	実践国際経済法	21人
実践税法	8人	実践金融法	9人
		実践税法	

（自己点検・評価報告書（一橋大学法学研究科法務専攻 平成19年6月）2-1-1から抜粋）

観点 主体的な学習を促す取組

（観点到係る状況）

法科大学院においては、少人数による双方向的または多方向的な密度の高い教育を行うために、1年生（未修者）を対象とする科目は30人程度のクラスで開講されており、また、2年生や3年生を対象とする科目においても少人数による双方向的または多方向的な密度の高い教育が必要とされる「演習科目」については、A及びBの2クラスに分けることによりほぼ50人（最大でも54人）による教育が行われている。いわゆる「ソクラティック・メソッド」による双方向的または多方向的な授業のため、学生は十分予習をし、主体的に参加することが必要となる。

1年生（未修者）を対象とする科目は講義科目が多いが、2年生や3年生を対象とする科目のうち、基本的で重要な科目は演習の形式で教育される。夏期特別研修（エクスターンシップ）や発展ゼミでも、主体的な参加と学習が必要とされる。

資料7-5 授業を行う学生数

「1年生（未修者）を対象とする科目は32人のクラスで開講されており、また、2年生や3年生を対象とする科目においても、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が必要とされる「演習科目」については、A及びBの2クラスに分けることによりほぼ50人（最大でも54人）による教育が実現している。

他方、2年生や3年生を対象とする講義形式の科目の中には受講者数が50人を超えるものもないわけではない。しかし、これは全くの例外であり、しかも演習ではなく講義形式であることを考えるなら教育成果が減殺されるほどの多人数が履修しているわけではない。そして、大多数は10人からせいぜい30人位の人数で開講されているのであるから、講義形式ではあっても、教員が学生を指名して質問する等の双方向的な講義が可能な規模が維持されている。」

（自己点検・評価報告書（一橋大学法学研究科法務専攻 平成19年6月）3 1 1）

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）

分析項目にあげたように、受講している学生数は授業の形式に応じた適切な数に抑えられており、効率よく密度の高い教育が行われている。特に、演習科目や発展ゼミなどのゼミナール形式の講義によって本学の理想とする少人数教育を実践しており、また、その他

の科目においても双方向的講義が教育的効果をあげている（学業の成果については、分析項目II教育内容の観点“学生や社会からの要請への対応”に引用の新司法試験の合格者数（資料7-3）をも参照）。

分析項目 学業の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 学生が身に付けた学力や資質・能力

(観点到に係る状況)

2004年度入学の既修者74名のうち、在学中に旧司法試験に合格していた者が7名、2006年度新司法試験に合格した者が44名であった。これらの者のほとんどは、2006年に司法修習生となった。

2004年度入学の未修者31名と、2005年度入学の既修者74名のうち、在学中に旧司法試験に合格した者を除き、2006年度修了者数90名が、新司法試験受験準備者となった。2007年度新司法試験を受験した者は、88名であり、その内訳は既修入学者65名、未修入学者23名である。そのうち合格した者は、既修入学者37名、未修入学者17名、合計54名である。

資料7-6 法科大学院入学・在籍等一覧

2005年度				2006年度				2007年度			
入学者・修了者・退学者・除籍者				入学者・修了者・退学者・除籍者				入学者・修了者・退学者・除籍者			
未修者	31		1 2	32	23	0	0	31	31	2	0
既修者	74	60	1 0	74	67	10	0	73	68	3	0
計	105	60	2 2	106	90	10	0	104	99	5	0

(2007(平成19)年度 一橋大学法科大学院年次報告書6頁、18頁から作成)

観点 学業の成果に関する学生の評価

(観点到に係る状況)

法科大学院の学業の成果の1つは、新司法試験の合格であるが、最初の新司法試験において本学の既修修了者53名が受験して44名の合格(合格率1位)を得たことには、大方の満足が得られている。

学生が目的とするところを達成するために適切な科目が提供されているかについては、科目編成のバランス(基礎的科目と展開・先端的科目、民事系と刑事系、公法系と私法・経済法系、実務・応用科目)等適切に提供されていると外部から評価されている。

また、本学の目的とするところの、ビジネスに精通した人材養成のための履修については、「ビジネスロー・コース」が用意されて現場の実務教員などがあっており、国際的視野に立つ法曹の養成に関しては、入学にあたって英語能力を要求したうえ、外国法文献読解や法律英語科目等の用意があり、人権感覚に富んだ法曹の養成に関しては、公法・刑事系の科目の中で教育のほか「人権クリニック」があることから、それぞれの特性に応じた成果が期待できるものと評価されている。

資料7-7 学生の立場と視点から見た評価

「【学生が目的とするところを達成するために適切な(必要・十分)科目が提供されているか】については、科目編成のバランス(基礎的科目と展開・先端的科目、民事系と刑事系、公法系と私法・経済法系、実務・応用科目)等から見る限り適切に提供されていると判断される。

【教員がこれらの履修科目を担うに十分な資質・能力・経験を有しているか】に関しては、他の評価者・評価機関の評価に委ねたい。

本学の目的とするところの、ビジネスに精通した人材養成のための履修については、「ビジネスロー・コース」が用意されて現場の実務教員などがあっており、国際的

視野に立つ法曹の養成に関しては、入学にあたって英語能力を要求したうえ、外国法文献読解や法律英語科目等の用意があるようであるが、人権感覚に富んだ法曹の養成に関しては、公法・刑事系の科目の中で教育していくほかなく、ビジネス系の私法・経済法が履修の中心となる場合に特に意識して教育する必要があるだろう。その意味で、開講予定の「人権クリニック」にも期待したい」

「一橋大学大学院法学研究科外部評価書2007」24頁以下（V 学生の立場と視点から見た評価）26頁、27頁

（2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）

本法科大学院では、以下のような厳密な学業の評価方式を採用し、学生の資質や能力を判定している。

第一に、全教員の成績評価基準についての共通理解と意識の向上を図るために、各学期末に教授会において各科目の成績分布を回覧に付し、全体の討議に付すことによって、専任教員が客観的かつ厳正な成績評価基準の向上に務め、さらに、教育方法等の向上に努めるよう、組織的な配慮を行っている。本学の兼任教員及び非常勤教員についても、毎年度の講義担当依頼、及び成績評価の依頼に際して、成績の評価基準に関する決定、「（1）長期欠席者の取扱い、出欠の確認の方法について」、「（2）中間試験・レポート等の課題の調整の方法について」、「（3）成績の通知・試験答案等の返却方法等について」等を同封し、本法科大学院の成績評価等に関する理念の共有を目指している。

第二に、成績評価や教育評価を確認するうえで重要であり、本学が独自に導入している出席要件制度がある。学生の出席状況の把握については、「長期欠席者の取扱い、出欠の確認の方法について」において、教員の目視による確認又は出席表への学生の自署の方式を明記し、その厳正な履行を図ってきた。さらに、2007年度より、教員の目視による確認の方式を廃止して、出席簿への学生の自書方式に統一している。

第三に、出席要件制の導入とその範囲、出席の確認方法（遅刻、早退の取扱い）、中間試験・レポートの実施方法、成績の通知と答案等の返却の方法、学生による異議申立の制度、試験における問題作成の意図、採点基準を明示し、採点の公正と透明性の確保する措置の実施、等は、厳正かつ公正な成績評価とその実施のためには不可欠な事項である。このような見地から、本法科大学院においては、これらを「教務決定事項」として明文化し、非常勤の教員を含めて教員全員に徹底するのみならず、これらを『法科大学院学生便覧』に掲載して、学生にも公表し、法科大学院全体としてこれらの決定事項が遵守される体制をとっている。かつ、今後も、必要な教務上の諸準則を明文化し、法科大学院の教育水準の更なる向上のための措置をとることが予定されている。

第四に、厳格な進級制を実施し、原級留置となるおそれのある者に対しては、法科大学院長、教務担当教員、法学研究科担当職員がチームを組んで、組織的な指導、助言を与えている。かつ、原級留置者がでないよう、欠席がちな者に対する早期の指導の実施、成績不良者に対する法科大学院長の警告と助言の実施等、予防的な見地から組織的な体制を組んで対処を行っている。

【別添資料7-3：自己点検・評価報告書（一橋大学法学研究科法務専攻 2007年6月）4-1】

分析項目 進路・就職の状況

（1）観点ごとの分析

観点 卒業（修了）後の進路の状況

（観点到係る状況）

2006年度修了者数90名の全員が、新司法試験受験準備者となった。このうち、法学未修者23名は未修者修了第1期生である。修了者中、2007年度前期に本法科大学院の科目等履

修生となった者は、85名である。2007年度新司法試験を受験した者は、88名であり、その内訳は既修入学者65名、未修入学者23名である。そのうち合格した者は、既修入学者37名、未修入学者17名、合計54名である。合格者のほとんど全員が司法修習生となる見込みである。（* 「2007年度一橋大学法科大学院年次報告書」10頁）

観点 関係者からの評価

（観点到係る状況）

法科大学院は開設して間もないため、最初の卒業生である2005年度修了者が2008年12月に司法研修所を卒業したにとどまる。したがって、まだ広範囲の関係者からの評価をえる段階ではない。

「一橋大学大学院法学研究科外部評価書2007」には、「昨年度行われた第1回の新司法試験では、一橋大学法科大学院は53名の受験者中44名が合格し、合格率では全国の法科大学院中で第1位という成果を収めている。このことは、一橋法科大学院の質の高さを証明するものである」との記述がある（同書8頁）。

（2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）

法科大学院は、新司法試験の合格だけを旨としたものではないが、開設して間もない現段階では、それも重要な資料であろう。合格者数は、法科大学院が開設されるにあたり理想とされた7～8割（司法制度改革審議会意見書）には及ばないが、6割を超えている。新司法試験の合格者数と、当初全国において予定されたよりも多数の法科大学院が開設され、受験者の母数が増えた社会状況からすると、おおむね学生・社会の期待する水準にある。

質の向上度の判断

事例1「教育内容」（分析項目）

（質の向上があったと判断する取組）

新司法試験において、2006年度には、53人の受験者のうち、合格者44名（2005年度修了生）、2007年度は、96名の受験者のうち、合格者61名（2006年度修了生）となり、全国的に顕著な成果をあげた。（前述の「分析項目 教育内容の観点 “学生や社会からの要請への対応” に引用の新司法試験の合格者数（資料7-3）参照」

事例2「教育内容」（分析項目）

（質の向上があったと判断する取組）

2004年の法科大学院は開設して間もないため、カリキュラムについて大規模な変更は行われていないが、すでに一部のカリキュラム改革を行っている。旧カリキュラムは、2004年度に本法科大学院が開設された際に設けられたものであり、高い教育効果をあげてきた。しかし、法科大学院での教育を実際に行うなかで、改善した方が更に高い効果をあげることができる部分も見出されたので、2006年度において教員・学生の意見を広く集め、慎重に検討した結果、新カリキュラムを採用したものである。

未修者を対象とする「導入ゼミ」を設け、入門的教育のほか、未修者が初めて法学を学ぶ際に直面する学習上の問題にきめ細かく対処できるようにしている。そこで、「導入ゼミ」は旧カリキュラムにおいては、必修科目としていた。しかし、未修者の中には大学法学部を卒業して間もない者など、法科大学院入学以前に法学を相当程度学修しているものが相当数いることから、そのような者に対し、この科目の履修を強いることは、当人にとっても、他の学生（特に純粹の未修者）にとっても、教育効果が上がりにくいことが判明した。そこで、新カリキュラムにおいては、これを随意科目とし、純粹の未修者を中心とする希望者のみが履修する科目とした。

また、新カリキュラムにおいては、「法曹倫理」を新設した。旧カリキュラムでは、3年次後期に「法曹倫理」（2単位）を置いていたが、この科目はより早い段階から継続して学修させることが重要であると考えられたこと、特にエクスターンシップの開始前にもこの問題を十分に認識させておくことが望ましいことから、「法曹倫理」を「 」と「 」(各1単位)に分け、2年次及び3年次の2年間にわたって履修することとした。そして、法律実務基礎科目である「民事裁判基礎」(1単位)を2年次後期に新設した。この科目は、派遣裁判官が担当する。旧カリキュラムでは、法律実務基礎科目は3年次に配置していたが、一部は2年次から学修を始める方がより高い教育効果があがるからである。

資料7-8 新カリキュラム「法曹倫理・ 」について

「平成19年度(2007年4月から開始)新カリキュラムから、旧カリキュラムの必修科目「法曹倫理」(3年次後期・2単位)は、必修科目「法曹倫理」(2年次後期・1単位)と同「法曹倫理」(3年次後期・1単位)に分割されて、同一教員の下で2年間を通じて履修する。また、未修者コースの1年生に対しては、必修科目「刑事訴訟法」(1年次通年・4単位)の冒頭に「法律家の役割」についての講義と法曹実務見学修習を組み合わせ、2年次以降の必修科目「法曹倫理・ 」の導入教育を実施することとした(新カリキュラム)」

(出典:法曹倫理教育に関する国際シンポジウム『法律家の役割と法曹倫理教育』3頁から)

(*「2007年度一橋大学法科大学院学生便覧」、「一橋大学法科大学院パンフレット」1頁、10頁、11頁、法曹倫理教育に関する国際シンポジウム『法律家の役割と法曹倫理教育』3頁、自己点検・評価報告書(一橋大学法学研究科法務専攻 平成19年6月) 2-1-1)

事例3「教育内容」(分析項目)

(質の向上があったと判断する取組)

2004年度～2006年度には「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」として「科目横断的法曹倫理教育の開発」プロジェクトを推進し、多くの実績と成果を得て、2007年3月には、法曹倫理教育に関する国際シンポジウム『法律家の役割と法曹倫理教育』を開催した。2008年度から、これをさらに発展させる専門職大学院等教育推進プログラムとして「継続的法曹倫理教育の開発」が認められている。

【別添資料7-4：法曹倫理教育に関する国際シンポジウム『法律家の役割と法曹倫理教育』】